

会食補助券の注意事項等

- 補助券発行後の利用回数の変更はできません。
(未使用の補助券を支部に返戻しても利用回数は元に戻せません。)
- 補助券を発行後、印字されている施設名の修正はできませんので、必ず確認してください。
- 補助対象者は、組合員又は3親等以内の親族(必ず組合員又は被扶養者を伴うことが必要)です。
(任意継続組合員は対象外)
- 補助券は、1人1回5,000円(税込)以上の会食につき1枚となります。
- 利用当日、補助券の提出及び組合員証又は被扶養者証の提示ができない場合、補助を受けられません。
- 有効期限を過ぎた補助券及び支部長印による訂正のない補助券は無効です。
(利用日の属する年度に補助申請(入力)をしてください。)
- 以下1～4の不正使用が発覚した場合、補助した金額をすみやかに返金いただくとともに、当該年度について補助券の発行をとりやめます。
 1. 補助券の補助対象者以外への譲渡や偽造、改変等、補助券を不正に使用した場合
 2. 組合員証(被扶養者証含む。)を他人に貸す等、組合員証等を不正に利用した場合
 3. 利用当日に会食利用補助の対象要件を満たさず、補助を受けた場合
 4. 補助券のコピー又は再発行により、補助回数を超えた利用をした場合
- 被扶養者の不正使用が発覚した場合、組合員本人も罰則の対象となります。